ＮＥＸＴクラウドビュー提供契約書

収入印紙4,000円

     （以下「甲」という。）とキャンシステム株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間において行う取引について以下のとおり合意したため、ＮＥＸＴクラウドビュー提供契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

**取引条項**

|  |
| --- |
| 第１条（本契約の有効期間） |
| （１）有効期間 | ２０　　年　月　日から２０　　年　月　日まで |
| （２）更新しない旨の予告期限 | 期間満了日の１ヶ月前まで |
| （３）更新条件 | 期間満了日の翌日から起算して２年間、同一条件にて更新 |
| 第２条（最低利用期間） |
| （１）追加された対象店舗 | 利用開始日から２年間 |
| 第３条（利用料金） |
| （１）本サービス |
| イ　金額 | 対象店舗１店舗につき月額　円。ただし、店舗リストにこれと異なる金額を定めた場合にはそれに従うものとする。 |
| ロ　支払期間 | 　※左の選択肢（毎月払い、等）に応じて下を選択 |
| ハ　支払期日 |       |
| ニ　一括支払額 | ※「次のとおり」選択時に右記載：支払期間月数●ヵ月、割引率●●％ |
| ホ　支払方法 |  |
| （２）Ｖｉｓｉｔｏｒｓサービス利用料金 |
| イ　金額 | 対象店舗１店舗につき月額　円。ただし、店舗リストにこれと異なる金額を定めた場合にはそれに従うものとする。 |
| ロ　支払期間 | 　※左の選択肢（毎月払い、等）に応じて下を選択 |
| ハ　支払期日 |       |
| ニ　一括支払額 | ※「次のとおり」選択時に右記載：支払期間月数●ヵ月、割引率●●％ |
| ホ　支払方法 |  |
| 第４条（特約条項） |
| 例）第14条（途中解約）の定めにかかわらず、契約者が当社に対し、本サービスを利用している店舗等が閉店することを理由として、本サービスの利用終了の1ヶ月前までにその旨の申入れをし、対象店舗が本サービスの利用終了と同時に閉店することを当社が確認した場合、当社は契約者に対し取引条項６．（１）に定める解約違約金の支払いを免除する。このときに、契約者が当社に対して閉店日の属する月の翌月以降に対応する利用料金を支払済みの場合、返金手数料を差引いた額を返金する。 |
| 備考１　取引条項に特段の定めのない用語の定義は、契約条項に従うものとする。２　取引条項に示す金額は全て消費税等別の表記とする。 |

**契約条項**

1. （定義）

　　本契約において使用する用語の定義は、乙の定める「ＮＥＸＴクラウドビュー利用規約」（以下「本規約」という。）に定めるほか、それぞれ次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 意味 |
| フランチャイジー | 甲とフランチャイズ契約を締結している法人 |
| 甲店舗 | 甲の直営店及び甲の管理下にあるフランチャイジーの経営する店舗 |
| 対象店舗 | 乙が本サービスを提供する甲店舗 |
| 追加希望店舗 | 本契約の有効期間中に甲が対象店舗への追加を希望する甲店舗 |
| 本設備 | 対応ハードウェアその他の本サービスに使用する設備 |

1. （目的）

　　本契約は、対象店舗ごとに甲乙間で利用契約を締結することに代え、複数の対象店舗へ乙が本サービスを提供することに係る甲乙間の包括的な利用契約として締結するものであり、その基本的取引条件を定めることを目的とする。

1. （適用）

　　対象店舗へ本サービスを提供する甲乙間の取引には、その性質に明らかに反しない限り、本規約の規定が適用されるものとし、乙は、本サービスを本規約に基づき甲に提供するものとする。なお、この場合には、本規約中「登録ユーザー」とあるのを「甲」と、「当社」とあるのを「乙」と読み替えるものとする。

２　本契約の規定と本規約の規定が矛盾又は抵触する場合には、本契約の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとする。

1. （対象店舗）

　　本契約締結時における対象店舗は、別紙店舗リストに定める甲店舗とする。なお、店舗リストには、対象店舗の名称、住所及び利用開始日を記載するものとし、取引条項第３条に定める利用料金と異なる条件を対象店舗ごとに定めるときにはその内容も記載するものとする。

２　別紙店舗リストに記載した情報に変更がある場合には、甲は遅滞なく乙に通知し、乙から要求された資料を提出するものとする。当該通知を怠ったことに起因して甲が被った損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

1. （対象店舗の指導）

　　甲は、対象店舗に対して本契約その他の本サービスの利用に関する規定を遵守させるものとする。対象店舗が本契約又は当該規定に違反した場合には、当該対象店舗がフランチャイジーであっても、甲が本契約に違反したものとみなされる。

２　乙は、甲から希望があった場合には本設備の導入時に対象店舗のオーナー、店長その他の対象店舗の責任者に対し、本設備の取扱いについての説明及び指導をするものとする。

1. （対象店舗の追加）

　　甲は、追加希望店舗がある場合には、その名称、住所、本サービスの提供開始を希望する日（以下「利用希望日」という。）を、利用希望日の１ヶ月前までに乙に通知するものとする。

２　乙は、前項の通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を同意する場合には、本サービスの提供に必要な手続きを甲と協議して進めるものとする。

３　乙が本条第１項の通知の受領後１ヶ月を経過しても甲に対し諾否の通知を発しない場合には、当該通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を乙が同意しなかったものとみなす。

1. （利用開始日及び利用期間）

　　対象店舗ごとの本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」という。）は、対応ハードウェア設置の日の属する月の翌月１日とする。ただし、本契約締結時における対象店舗の利用開始日は、取引条項第１条第１項に定める本契約の有効期間の開始日とする。

２　各対象店舗は、それぞれの利用開始日から、第１５条第２項に基づき対象店舗を解約した日又は取引条項第１条第１項に定める本契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）、本契約に別段の定めがある場合を除き、本サービスを利用することができる。

1. （本設備の設置）

　　甲は、乙が本設備を設置するために、甲又はフランチャイジーが占有する土地、建物、構築物等を、対価を支払うことなく使用できることを保証するものとする。

２　甲は、前項の使用に関し利害関係者（対象店舗が所在するビルの所有者、管理者を含むが、これらに限らない。）がある場合には、自ら若しくはフランチャイジーをしてあらかじめ当該利害関係者から必要な承諾を得るものとし、甲又はフランチャイジーと当該利害関係者との間に何らかの紛争が生じた場合であっても、乙が当該利害関係者に対し何らの義務（当該利害関係者と交渉を含むが、これに限らない。）を負わないことを乙に保証するものとする。

1. （追加作業等）

　　対象店舗の状況から本設備の設置に特別な作業が必要であると乙が判断した場合、甲が関連する機器の設置等の作業を乙に委託する場合には、甲及び乙は、当該作業の費用その他の条件について別途契約を締結するものとする。

２　甲は、対象店舗の改装等により本設備の移設を希望する場合には、当該希望する日の属する月の前々月の末日までに乙に通知するものとする。この場合には、甲及び乙は、当該作業の費用その他の条件について別途契約を締結するものとする。

1. （利用料金等）

　　甲は、本サービスの対価として、取引条項第３条に定める利用料金その他本契約に定める金銭（以下「利用料金等」という。）を乙に支払うものとする。

２　取引条項第３条に定める利用料金は、対象店舗ごとに、利用開始日の属する月の翌月１日から利用期間満了日の属する月の末日まで発生するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、本契約締結日時点の対象店舗の利用料金は、本契約の有効期間の開始日から発生するものとする。

４　利用料金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、当該利用料金に対応する本サービスの提供が完了した日における税率を適用して計算するものとする。

５　利用料金等の計算において１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

６　利用料金等の日割計算は行わないものとする。

７　乙は、経済情勢の変化その他の事情に応じて、あらかじめ甲に通知をすることにより利用料金等を改定できる。

1. （支払い）

　　甲は、取引条項第３条に定める条件に従い、支払に係る手数料その他の費用を負担して、利用料金を乙に支払うものとする。

２　支払方法が銀行振込の場合において、支払期日が乙指定の金融機関の休業日のときは、当該金融機関の翌営業日を支払期日とする。

1. （遅延損害金）

　　甲が利用料金等を支払期日までに支払わない場合には、乙は、支払期日の翌日から起算して完済した日の前日までの間について年１４．６％の割合で計算した額を延滞損害金として、甲に対し請求できる。

1. （本契約の有効期間）

　　本契約の有効期間は、取引条項第１条第１号に定めるとおりとする。ただし、取引条項第１条第２号に定める更新しない旨の予告期限までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の意思表示がない場合には、取引条項第１条第３号に定める更新条件にて本契約は更新されるものとし、以後の期間満了時も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間中に追加された対象店舗のうち最終のものの最低利用期間の終期が、本契約の有効期間の満了日以降に到来する場合には、当該終期まで本契約の効力は存続するものとする。

３　本契約終了後、甲は、乙の指示に基づき、乙から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとする。

1. （中途解約）

　　甲は、取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間中の場合又は最低利用期間を経過していない追加された対象店舗がある場合には、本契約を解約することはできないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲の都合により甲が本契約の全部の解約又は一部の解約（一部の対象店舗における本サービスの利用を中止し、店舗リストから削除することをいう。）をする場合には、甲は、乙に対し、解約料として、解約の対象の対象店舗ごとに本契約の有効期間満了日（最低利用期間を経過していない追加された対象店舗においてはその最低利用期間満了日）までの利用料金を支払うものとする。

1. （契約解除及び期限の利益喪失）

　　乙は、甲に次に掲げる事由があるときは、甲に対し何らの通知及び催告をすることなく、本サービスの提供を一時的に停止し、又は直ちに本契約の全部若しくは一部の解除をすることができ、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができる。

（１）本契約のいずれかの条項に違反した場合

（２）乙、他の登録ユーザー、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で本サービスを利用し、又は利用しようとした場合

（３）手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合

（４）支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

（５）自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合

（６）差押、仮差押、本規約に関する仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合

（７）租税公課の滞納処分を受けた場合

（８）本規約に違反するおそれがあると乙が判断した場合

（９）乙に提供された情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合

（１０）故意又は重大な過失により乙に有形、無形の損害を与えた場合

（１１）監督官庁より営業停止又は免許若しくは許認可等の取消処分を受けた場合

（１２）本契約以外の甲乙間で締結している契約に違反し、又は違反するおそれがある場合

（１３）その他乙において本契約の継続を適当ではない判断した場合

３　甲は、前項各号に掲げる事由があるときは、乙に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに乙に弁済しなければならない。

４　乙は、本条に基づき乙が行った行為により甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

５　本条第１項に基づく本契約の全部若しくは一部の解除があったときには、前条第２項の規定を準用するものとする。

1. （反社会的勢力排除に関する表明・保証）

　　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己（甲においては対象店舗を含む。以下本条において同じ。）が反社会的勢力ではないこと、資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

1. （合意管轄）

　　本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1. （協議）

　　本契約の条項のうち解釈に疑義を生じた事項又は本契約に定めなき事項については、甲乙間で協議をし、これを円満に解決するものとする。

1. （業務委託）

　　乙は、本契約に定める業務の一部又は全部を第三者に委託することができるものとし、甲はこれをあらかじめ承諾するものとする。

２　乙は、前項の定めに従い、契約条項第５条第２項、第６条、第９条、第１０条第７項、第１２条、第１３条第３項、第１５条及び第１６条に定める業務を次の会社（以下「業務受託者」という。）に委託するものとする。

　　　業務受託者　東京都品川区上大崎三丁目1番1号

　　　　　　　　　株式会社ＵＳＥＮ

1. （代理権限の表明）

　　本契約に記名押印する者は、本契約を締結するための正当な権限を与えられており、また法的能力を有していることを表明のうえ、これを相手方に保証するものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

２０　　年　月　日締結

甲

乙の本契約締結権限受任者

　　東京都品川区上大崎三丁目1番1号

　　株式会社ＵＳＥＮ

　　代表取締役社長　田村　公正

※店舗リストを合綴する。